

苫小牧工業高等専門学校科目等履修生規則

規則第20号

制 定 昭和56年10月1日
一部改正 昭和57年4月1日
一部改正 平成4年4月1日
一部改正 平成16年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、苫小牧工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第52条第3項の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 中学校を卒業した者
- 三 前号と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え、入学1月前までに校長に願い出なければならない。

- 一 入学願書（本校所定のもの）
- 二 履歴書
- 三 最終出身学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書
- 四 健康診断書（本校所定のもの）
- 五 志願者が現に職を有している場合は、勤務先所属長の承諾書

(入学者の選考)

第4条 科目等履修生の選考は、校長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第5条 前条の規定により科目等履修生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付し、かつ、在学中の保証人と連署した誓約書を提出しなければならない。

- 2 誓約書は、入学時まで提出するものとする。
- 3 入学料は、入学時まで納付するものとする。
- 4 授業料は、履修期間に相当する額を履修当初の月に納付しなければならない。ただし、履修期間が後期にまたがるときは、後期分の額はその当初に納付するものとする。
- 5 校長は、第2項に規定する誓約書を提出し、かつ、第3項に規定する入学料を納付した者に入学を許可する。

第5条の2 第3条の検定料、第5条の入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等

専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に係る通達に定める聴講生に係る額とする。

（検定料等の還付）

第6条 既納の検定料，入学料及び授業料は還付しない。

（入学の時期）

第7条 科目等履修生の入学の時期は，原則として学年又は学期の始めとする。

（履修期間）

第8条 科目等履修生の履修期間は，6か月又は1年以内とし，当該年度を超えることはできない。ただし，願い出により履修期間の延長を許可することがある。

（履修科目）

第9条 履修を許可する科目は，講義科目のみとし，実験・実習科目は認めない。

（試験及び証明書の交付）

第10条 科目等履修生に対して試験は行わない。ただし，願い出があった場合は，試験を行い単位の修得を認定し，単位修得証明書を交付することがある。

（退学）

第11条 科目等履修生が履修期間満了前に退学しようとするときは，退学願を校長に提出し，その許可を受けなければならない。

2 校長は，科目等履修生として不相当と認めた者に対して退学を命ずることがある。

（学則等の準用）

第12条 科目等履修生については，この規則の定めるもののほか，学則第3条から第6条まで，第24条及び第46条の規定を準用する。

附 則

この規則は，昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この規則は，昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。